

将来の学校のあり方について いっしょに考えてみませんか

鳥取市公立学校適正規模・適正配置基本方針(素案)
～20年後の学校のあり方を見据えて～

概要版



鳥取市では小・中・義務教育学校の規模や配置の適正化について、学校・地域・保護者・有識者等で構成する「校区審議会」の答申を受けて、概ね20年後を見据えた「鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針(素案)」を作成しました。

このたび、この素案について市民の皆さんにご理解いただき、多数のご意見をいただくためのパンフレットを作成しました。未来の子どもたちのために、学校のあり方について一緒に考えていただけたらと思います。

鳥取市教育委員会



1、本市基本方針の考え方 (なんのために基本方針を策定しますか)

現在、本市では少子化の進行が加速しており、将来的にどの校区でも学校の小規模化への対応が必要となります。また、現在でも規模が極端に小さい学校、通学に危険性を伴う学校、隣の学校と近接している学校などが存在します。これらの課題は地域により異なり、学校の未来は地域の未来に大きく関わるため、学校のあり方については地域で議論をしていただく必要があります。

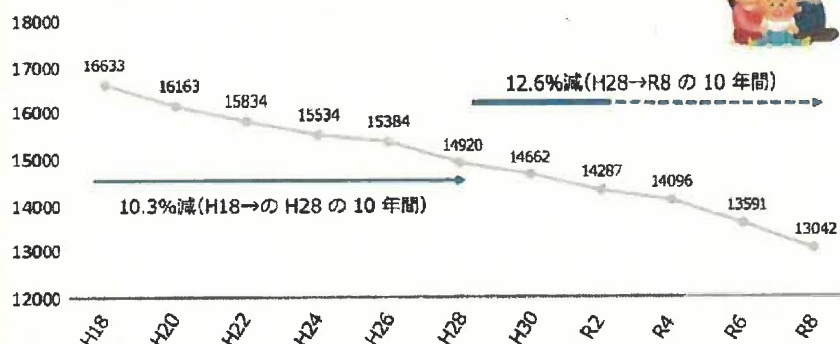
未来を担う子どもたちにとってなるべく公平で適切な教育環境を実現するための議論のきっかけとして、鳥取市としての方向性を示したり、地域ごとの話し合いの単位（ブロック分け）についての案を示したりするために「鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針（素案）」を策定しました。



2、鳥取市の現状と課題 (鳥取市の学校はどんな様子ですか)

- ※ R2までの実数は、毎年度5月1日現在の市立小・中学校の児童生徒数。
- ※ 住民基本台帳の数値を参考とする。

鳥取市立小・中・義務教育学校の児童生徒数推計



本市の児童生徒数は図のように減少を続けています。令和8年度までの20年間を見ると、21.6%減となる見込みです。少子化が続けば、本市には小規模の学校が点在することとなります。



3、本市の学校適正規模・適正配置について (どうして独自の基準をつくりませんか)

これからは、ある程度の学校規模を確保することと学校の適正な配置を行うことが必要です。ただし、本市の場合、国の基準を適用すると、校区が大幅に拡大して、児童生徒の登下校の安全性に支障をきたすことや、地域コミュニティの拠点を喪失する可能性があります。そこで本市では、本市の実態に合った独自の基準を策定することとしました。

(1) 現在の国の基準（学校教育法施行規則 第41条、79条の3）

	小学校	中学校	義務教育学校
1校あたりの学級数	12～18学級	12～18学級	18～27学級

(2) 本市における適正規模の基準（令和22（2040）年を想定）

	小学校	中学校	義務教育学校
1校あたりの学級数	12～18学級	9～18学級	9～27学級

※ただし、義務教育学校は複式学級を回避する人数が必要。

